

第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの 実施について

〔平成20年12月16日〕
閣 議 了 解

政府は、従来、インドシナ難民及び難民条約上の難民として認定された者について、その定住支援策を講じてきたところであるが、国連難民高等弁務官事務所（以下「U N H C R」という。）は、難民キャンプ等で一時的な^{ひご}庇護を受けた難民を、当初^{ひご}庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させる第三国定住による難民の受入れを各国に推奨しているところである。第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次^{ひご}庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。このような国際的動向を踏まえつつ、我が国においても、アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため、次の措置を採るものとする。

1 第三国定住による難民の受入れ

- （１）関係行政機関は、相互に協力し、我が国における第三国定住による難民の受入れについて、平成22年度からパイロットケースとしての受入れを開始することとする。
- （２）関係行政機関は、相互に協力し、（１）により受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）の我が国への定着状況等について調査及び検証を行い、その結果を踏まえ、以後の受入れ体制等について検討することとする。

2 第三国定住難民に対する定住許可条件

平成22年度から実施するパイロットケースとしての受入れに当たっては、タイ国内において一時的に庇護^{ひご}されているミャンマー難民のうち、次のいずれにも該当するものについて、定住を目的とする入国の許可をすることができるものとする。

- (1) U N H C R が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者
- (2) 日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足る職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子

3 第三国定住難民に対する定住の支援

- (1) 平成22年度から実施するパイロットケースとしての受入れにおいて、関係行政機関は、相互に協力し、第三国定住難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。
- (2) 各行政機関は、第三国定住難民の就労先の確保に努力するものとする。
- (3) 政府機関及び地方公共団体についても、上記(2)と同様の努力をするよう求めるものとする。

4 必要な対応の検討

第三国定住難民をめぐる諸問題については、平成14年8月7日付け閣議了解により設置された難民対策連絡調整会議において、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応を検討することとする。

第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の 具体的措置について

〔平成20年12月19日〕
難民対策連絡調整会議決定

我が国における第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施については、平成20年12月16日付け閣議了解により、政府としての対処方針が定められたところである。

これを受け、パイロットケースの具体的な実施方法及び第三国定住により我が国に受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）に対する定住支援策の具体的措置について、次のとおり定めることとする。

第1 パイロットケースの具体的な実施方法

1 パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の人数等

- （1）平成22年度から、年に1回のペースで、1回につき約30人（家族単位）の受入れを3年連続して行うことにより、3年間で合計約90人をパイロットケースとして受け入れることとする。
- （2）（1）により受け入れる第三国定住難民は、タイのメーラ・キャンプに滞在するミャンマー難民とする。

2 パイロットケースにおける受入れの実態等に関する調査・検証

- （1）上記1により受け入れる第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから半年ごとに、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする。
- （2）（1）の調査結果等に基づき、パイロットケースの実施状況を検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、以後の受入れ体制等について検討を行うこととする。

3 パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の選考

平成22年度からパイロットケースとしての受入れを開始するため、関係行政機関は、同21年度中に、次のとおり、我が国に受け入れる第三国定住難民の選考に着手することとする。

- （1）国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）から候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、受入れ予定人数である約30人を決定

し、U N H C R に通知する。

- (2) 書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安維持上好ましくない者とする。
- (3) 面接調査は、U N H C R 及び国際移住機関（以下「I O M」という。）の協力を得て、タイのメーラ・キャンプにおいて行う。

第2 第三国定住難民に対する定住支援策の具体的措置

1 第一次庇護国であるタイから我が国に入国するまでの支援

- (1) I O M に委託し、タイの難民キャンプにおいて、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、計3ないし4週間の出国前研修及び健康診断を実施する。
- (2) 出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。
- (3) 第三国定住難民がタイの難民キャンプから我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。

2 定住支援施設における総合的な定住支援

(1) 定住支援施設及び宿泊施設の手当て

第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、首都圏に通所式による定住支援施設（以下「第三国定住難民定住支援施設」という。）、同施設の通所圏内に居住専用の定住支援施設（以下「第三国定住難民宿泊施設」という。）を、それぞれ借上げ方式により確保する。これらの施設については、平成22年度から第三国定住難民に対する定住支援事業を開始することができるよう、今後所要の準備を進める。

(2) 入国当初の初動支援

ア パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、第三国定住難民宿泊施設に入所させ、健康診断を実施する。

イ 到着直後から一週間程度、第三国定住難民宿泊施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。

(3) 第三国定住難民定住支援施設における総合的な定住支援の内容

パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民に対し、入国当初の初動支援の後、第三国定住難民定住支援施設において、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。

ア 日本語教育

イ 社会生活適応指導

ウ 職業相談員による職業相談及び職業紹介（必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。）

エ 第三国定住難民宿泊施設からの通所による職業訓練の受講

オ 児童・生徒の就学のための支援

カ 第三国定住難民宿泊施設入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び同施設退所時の定住手当の支給

キ 第三国定住難民宿泊施設から第三国定住難民定住支援施設に通所するための経費の支給等

ク 職場適応訓練受講援助費、移転援助費等の就職援助金の支給

ケ 第三国定住難民を雇用する事業主に対する雇用開発助成援助費の支給

コ 第三国定住難民宿泊施設退所直後に住む住居を確保するための支援

（４）入国当初の初動支援及び定住支援プログラムの実施期間

定住支援プログラムの実施期間は、入国当初の初動支援と合わせて１８０日間とする。

３ 第三国定住難民定住支援施設退所直後に重点的に行う自立生活支援

上記２の定住支援施設における総合的な定住支援の後、第三国定住難民の地域社会における自立生活の開始を支援するため、次の自立支援措置を講ずることとする。

（１）職場適応訓練の受講（第三国定住難民に対する職場適応訓練受講援助費及び事業主に対する職場適応訓練費の支給を伴う。）

（２）日本語教育相談員による定期的な指導・助言

第三国定住難民定住支援施設に日本語教育相談員を配した相談窓口を設け、同施設退所後の第三国定住難民に対し、一定期間ごとに、その日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行い、必要に応じ、日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等に関する情報、日本語教材に関する情報等、第三国定住難民の自主的な日本語学習活動の参考となる情報を提供するとともに、日本語教材を配布することとする。

（３）生活相談員による定期的な指導・助言

第三国定住難民定住支援施設に生活相談員を配した相談窓口を設け、同施設退所後の第三国定住難民に対し、一定期間ごとに、その自立生活状況を確認しつつ、行政手続、住居、職業、就学等に関する相談、精神的な悩みに関する相談等に応じ、指導・助言を行う。

４ 自立して生活する第三国定住難民に対する継続的な定住支援及び関連するその他の措置

上記２の定住支援施設における総合的な定住支援の後、第三国定住難民の

地域社会における自立生活を支援するため、上記３の第三国定住難民定住支援施設退所直後の自立生活支援に加え、インドシナ難民及び条約難民と同様に、次の措置を講ずることとする。

(１) 教育訓練援助金の支給

第三国定住難民の子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

(２) 職業相談・職業紹介

難民支援関係民間団体との連携強化により、ハローワークにおける通訳の確保に努めるとともに、第三国定住難民のニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ職業相談・職業紹介事業の充実に努める。

(３) 職業訓練の受講

(４) 自主的な日本語学習に対する支援

第三国定住難民定住支援施設外での第三国定住難民の自主的な日本語学習を支援するため、日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等に関する情報、日本語教材に関する情報等、第三国定住難民の自主的な日本語学習活動の参考となる情報の提供に努める。

また、第三国定住難民の日本語学習を支援している日本語ボランティア団体等に対して、日本語教材の配布や教授法の指導・研修などの援助に努める。

その他、第三国定住難民のニーズ（要求、需要）等を踏まえ、日本語教育相談事業の充実に努める。

(５) 地方公共団体への協力の要請

ア 住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについては、第三国定住難民に対しても同様に行うとともに、今後とも引き続き、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努めるよう求める。

イ 公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居者資格の一つとしている地方公共団体に対し、条約難民のみならず第三国定住難民についても、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の 具体的措置について

平成 20 年 12 月 19 日
難民対策連絡調整会議決定
平成 24 年 3 月 29 日一部改正

我が国における第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施については、平成 20 年 12 月 16 日付け閣議了解により、政府としての対処方針が定められたところである。

これを受け、パイロットケースの具体的な実施方法及び第三国定住により我が国に受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）に対する定住支援策の具体的措置について、次のとおり定めることとする。

第 1 パイロットケースの具体的な実施方法

1 パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の人数等

- (1) 平成 22 年度から、年に 1 回のペースで、1 回につき約 30 人（家族単位）の受入れを 5 年連続して行うこととする。
- (2) (1) により受け入れる第三国定住難民は、タイのメーラ・キャンプ、ヌポ・キャンプ及びウンピナム・キャンプに滞在するミャンマー難民とする。

2 パイロットケースにおける受入れの実態等に関する調査・検証

- (1) 上記 1 により受け入れる第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから半年ごとに、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする。
- (2) (1) の調査結果等に基づき、パイロットケースの実施状況を検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、以後の受入れ体制等について検討を行うこととする。

3 パイロットケースにおける広報活動

受入れの対象となる難民に対し、広報活動を行い、定住支援策等に関する情報を周知するよう努める。

4 パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の選考

- (1) 国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）から候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、受入れ予定者を決定し、UNHCRに通知する。

- (2) 書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安維持上好ましくない者とする。
- (3) 面接調査は、U N H C R 及び国際移住機関（以下「I O M」という。）等の協力を得て、タイにおいて行う。

第2 第三国定住難民に対する定住支援策の具体的措置

1 第一次庇護国であるタイから我が国に入国するまでの支援

- (1) I O M に委託し、タイの難民キャンプにおいて、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、計3ないし4週間の出国前研修及び健康診断を実施する。
- (2) 出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。
- (3) 第三国定住難民がタイの難民キャンプから我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。

2 定住支援施設における総合的な定住支援

(1) 定住支援施設及び宿泊施設の手当て

第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、首都圏に通所式による定住支援施設（以下「第三国定住難民定住支援施設」という。）、同施設の通所圏内に居住専用の定住支援施設（以下「第三国定住難民宿泊施設」という。）を、それぞれ借上げ方式により確保する。

(2) 入国当初の初動支援

ア パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、第三国定住難民宿泊施設に入所させ、健康診断を実施する。

イ 到着直後から一週間程度、第三国定住難民宿泊施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。

(3) 第三国定住難民定住支援施設における総合的な定住支援の内容

パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民に対し、入国当初の初動支援の後、第三国定住難民定住支援施設において、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。

ア 日本語教育

イ 社会生活適応指導

ウ 職業相談員による職業相談及び職業紹介（必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。）

エ 第三国定住難民宿泊施設からの通所による職業訓練の受講

オ 児童・生徒の就学のための支援

カ 第三国定住難民宿泊施設入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び同施設退所時の定住手当の支給

キ 第三国定住難民宿泊施設から第三国定住難民定住支援施設に通所するための経費の支給等

ク 移転援助費等の就職援助金の支給

ケ 第三国定住難民を雇用する事業主に対する雇用開発助成援助費の支給

コ 第三国定住難民宿泊施設退所直後に住む住居を確保するための支援

(4) 入国当初の初動支援及び定住支援プログラムの実施期間

定住支援プログラムの実施期間は、入国当初の初動支援と合わせて約180日間とする。

3 第三国定住難民定住支援施設退所後の定住支援等

(1) 第三国定住難民定住支援施設退所後6か月間における定住支援

ア 職場適応訓練の受講

イ 日本語学習に対する支援

第三国定住難民定住支援施設に配した日本語教育相談員により、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、必要に応じ、以下の支援を実施する。

① 日本語教育に関する情報提供（日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報）

② 日本語教材の配布

③ 日本語教育の実施（日本語教室の開催や指導者に対する研修等）

ウ 生活相談員による定期的な指導・助言

第三国定住難民定住支援施設に生活相談員を配した相談窓口を設け、同施設退所後の第三国定住難民に対し、一定期間ごとに、その生活状況を確認しつつ、行政手続、住居、職業、就学等に関する相談、精神的な悩みに関する相談等に応じ、指導・助言を行う。

必要に応じ、生活相談員は地域定住支援員をもって代えることができる。

エ 地域定住支援員による支援

第三国定住難民が定住生活を開始した地域に地域定住支援員を配置し、定住支援施設退所後の第三国定住難民が、定住先の地域社会において生活を立ち上げ、定住に至る過程で必要となる生活支援を行う。

地域定住支援員は、地域における関係者（地方公共団体、事業所、学校、医療機関、保育所、自治会等。以下「地域関係者」という。）の関心等を踏まえ、地域関係者と第三国定住難民とのネットワークを構築するとともに、第三国定住難民への理解が深まるように、必要に応じて地域関係者へ情報提供を行うことにより、第三国定住難民が地域関係者から円滑に支援を受けられるようにする。

(2) 上記6か月経過後の定住支援

ア 職業相談・職業紹介

難民支援関係民間団体との連携強化により、通訳の確保に努めるとともに、ハローワークを含め第三国定住難民のニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ職業相談・職業紹介事業の充実に努める。

イ 職業訓練の受講

ウ 日本語学習に対する支援

第三国定住難民定住支援施設に配した日本語教育相談員により、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ、日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、以下の支援の実施に努める。

- ① 日本語教育に関する情報提供（日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報）
- ② 日本語教材の配布
- ③ 日本語教育の実施（日本語教室の開催や指導者に対する研修等）

エ 継続的な生活支援

第三国定住難民の定住の状況を踏まえつつ、必要に応じ、上記3（1）エの地域定住支援員による支援を継続することとする。

(3) その他関連措置

ア 教育訓練援助金の支給

第三国定住難民の子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

イ 住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについては、第三国定住難民に対しても同様に行うとともに、今後とも引き続き、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努めるよう求める。

ウ 公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居者資格の一つとしている地方公共団体に対し、条約難民のみならず第三国定住難民についても、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

第三国定住に関する有識者会議の開催について

（平成 24 年 3 月 29 日）
難民対策連絡調整会議決定

1 開催の趣旨

我が国は、平成 22 年度からパイロットケースとして、第三国定住による難民の受入れを開始してきたところであるが、パイロットケースの現状及び課題を検証した上で、受入れ体制等今後の方針を策定するためには、官民が連携して、幅広く総合的な視点から検討を行うことが必要である。

このため、難民対策連絡調整会議の下に、難民問題又は難民受入れ支援等に精通した学識経験者を含む有識者等で構成された第三国定住に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2 構成

- （１）有識者会議の構成員は、難民対策連絡調整会議議長（以下「議長」という。）が委嘱する。
- （２）有識者会議の座長は、構成員の中から、議長が依頼する。
- （３）有識者会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 その他

有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、難民対策連絡調整会議幹事会において定める。

第三国定住に関する有識者会議 構成員

座 長	岩 沢 雄 司	東京大学法学部教授
	池 上 重 弘	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
	石 井 宏 明	特定非営利活動法人難民支援協会常任理事
	太 田 公 一	新宿区地域文化部多文化共生推進課長
	大 森 邦 子	社会福祉法人日本国際社会事業団常任理事
	中 井 伊 都 子	甲南大学法学部教授
	山 田 浩 三	元読売新聞編集局専任部長

(五十音順、敬称略)

難民対策連絡調整会議構成員

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補
	内閣官房内閣審議官
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長
	警察庁警備局外事情報部長
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省入国管理局長
	外務省総合外交政策局長
	財務省大臣官房総括審議官
	文部科学省国際統括官
	文化庁次長
	厚生労働省職業安定局長
	農林水産省大臣官房総括審議官
	経済産業省通商政策局長
	国土交通省総合政策局長
	海上保安庁次長

難民対策連絡調整会議幹事会構成員

議長	内閣官房内閣参事官
	警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課長
	警察庁警備局外事情報部外事課長
	総務省自治行政局地域政策課国際室長
	法務省入国管理局総務課難民認定室長
	外務省総合外交政策局人権人道課長
	財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
	文部科学省大臣官房国際課長
	文化庁文化部国語課長
	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長
	農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
	経済産業省通商政策局国際経済課長
	国土交通省総合政策局政策課政策企画官
	海上保安庁警備救難部国際刑事課長

第三国定住による難民の受入れ事業の現状と今後の方針について

平成24年3月29日
難民対策連絡調整会議

第1 事業実施概要

我が国は、平成20年12月の閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定により、平成22年度から、パイロットケースとして、年1回のペースで、タイのメーラ・キャンプに滞在するミャンマー難民を、1回につき約30人、3年連続しての受入れを開始することとした。

まず、第一陣として、平成22年度には、国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）の推薦を受けた者について、書類選考、現地タイでの面接調査、国際移住機関（以下「IOM」という。）による健康診断及び出国前研修を経て、難民5家族27名が平成22年9月から10月までにかけ来日した。

政府から委託を受けたアジア福祉教育財団難民事業本部（以下「RHQ」という。）は、1週間程度のオリエンテーション実施後、東京都新宿区内に居住する難民に対し、同区内にあるRHQ支援センターにおいて、通所方式で、日本語教育、社会生活適応指導、就職支援等から成る定住支援プログラムを、平成23年3月上旬までの約180日間実施した。

RHQ支援センターを退所した5家族のうち3家族は、三重県鈴鹿市で定住生活を開始し、同市内の農業法人において、大人6名が6か月間の職場適応訓練を受講した。その後、平成23年9月に同法人と雇用契約を締結し、男性3名はフルタイム、女性3名はパートタイムで就業中である。3家族の子供たちは、同市内の小学校又は保育園に在籍している。

他方、2家族は、千葉県東金市で定住生活を開始し、同県八街市内の農業法人において、大人4名が6か月間の職場適応訓練を受講したが、同法人との雇用契約締結に至らず、平成23年秋に東京都内に転居し、現在は大人1名を除き、東京都内又は埼玉県内の事業所で就業中である。2家族の子供たちは、保育園児相当年齢の子供1名を除き、東京都内の中学校又は小学校に在籍している。

続いて、平成23年度には、第一陣と同様に、UNHCRの推薦を受けた者について、書類選考、現地タイでの面接調査、出国前研修等を経て、平成23年9月に難民4家族18名が来日し、RHQが、オリエンテーション及び定住支援プログラムを実施した。

平成24年3月にRHQ支援センターを退所した4家族は、いずれも埼玉県三郷市において定住生活を開始し、同年4月から、男性4名は東京都内の

靴製造業、女性4名は埼玉県三郷市内のリネンサプライ業において、それぞれ6か月間の職場適応訓練を受講する計画である。

また、平成24年度については、平成24年2月に現地タイにおいて、難民2家族10名に対し、書類選考及び面接調査を実施するなど、現在、難民選考過程にある。

第2 定住状況に関する調査等

1 定着状況調査

難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、平成22年度に来日した第一陣の難民5家族27名に関し、これまで2回の生活状況調査（RHQの定住調査員等による難民及び関係者への聞き取り調査）及び日本語能力調査（日本語講師による難民の日本語能力及び日本語使用・学習状況調査）を実施した。

その結果、生活状況については、三重県で定住生活を開始した3家族については、大人たちの働きぶりに関し、2回とも、書類作成能力を除いては職務内容の理解度及び作業能力について比較的高い評価を得た。

他方、千葉県で定住生活を開始した2家族については、大人たちの働きぶりに関しては、1回目では、おおむね高い評価を得たが、難民自身は、農業法人による訓練条件や生活環境が、同人らの希望と異なること等を理由に不満を述べていた。

次に、日本語能力に関し、子供たちについては、5家族とも1回目の調査では、日常生活に関する話題について、単語・単文でやり取りできる状態であったが、2回目の調査では、身近な事柄についても問題なくやり取りができる程度まで日本語能力が上昇した。

他方、大人たちについては、5家族とも1回目の調査では、日常生活に関する簡単な質問を聞き取り、単語・単文レベルで返すことができたが、2回目の調査では、三重県で定住生活を開始した3家族の大半は、簡単な言葉でゆっくり話せば、身近な事柄についてやり取りできる程度にまで至ったものの、千葉県で定住生活を開始した2家族は、転居・転職や生活環境の影響と推察されるが、単文レベルでやり取りができる程度にとどまっていた。

2 三重県鈴鹿市におけるヒアリング

定住先での難民の生活状況をよりの確に把握するため、3家族の定住先である三重県鈴鹿市を訪れ、関係機関等に対し、第三国定住による難民の受入れ事業についてヒアリングを実施したところ、関係機関等からは、定住先地域への支援員の配置、RHQと定住先地域関係者との緊密な連携、定住先地域における継続的な日本語学習、就職支援の早期取組等の意見・要望が述べられた。

3 その他

民間団体等との意見交換会では、第三国定住による難民の受入れ体制に関し、官民連携による政策の立案、選考過程における民間団体等の関与、地域・民間も交えた受入れ体制の確立等の意見が述べられた。

また、政府に対し、民主党法務部門会議から、有識者、NGO関係者、自治体関係者などの参加の下で、難民の受入れ、支援方策等に関する基本的な方針を検討すること、来日後の定住支援については、受入れ自治体、地域住民、NPO、難民経験のある者等との更なる協力関係を構築すること等の意見書が提出された。

第3 第三国定住による難民の受入れ事業の改善状況

上記のとおり、第一陣の難民家族の定着状況調査結果、鈴鹿市関係者へのヒアリングなどから、第一陣の第三国定住による難民の受入れ事業に改善すべき問題点が多々あることが判明したため、第二陣以降の同事業に関し、以下のとおり改善を行うこととした。

1 広報活動の強化及び対象キャンプの拡大

国内においては、第三国定住による難民の受入れ事業に対する理解及び支援を促進するため、政府として積極的に同事業に関する情報発信を図り、現地タイの難民キャンプにおいても、同事業に関する広報活動を強化するとともに、第三陣から、メーラ・キャンプ以外にヌポ・キャンプ及びウンピラム・キャンプにも対象キャンプを拡大し、受入れ候補者数の確保に努める。

2 選考における面接調査の更なる充実

第三陣の面接調査から、事前に関係省庁から具体的な聴取事項等の意見提出を受けた上で、面接調査自体にも関係省庁の積極的な参加を呼び掛け、また、難民の社会適応能力及び自立意欲の有無を判断するのに必要かつ有効な参考情報を可能な限り多く入手できるよう、実態調査も実施するなどして、面接調査を更に充実して行う。

3 RHQ支援センターにおける定住支援プログラムの充実・強化

(1) 社会生活適応指導の強化

定住支援プログラムのカリキュラムのうち、社会生活適応指導が不十分であったことから、社会生活体験の充実を図るとともに、定住先で必要な事項に関する生活ガイダンスを強化する。

(2) 就職支援の充実

就職支援を効率的に進めるため、あらかじめプログラムの中に、就職支援に特化した日程の確保、職場体験の実施、訓練条件等の十分な事前説明を組み込む等、就職支援の充実を図る。

(3) 日本語教育の充実

職場における作業内容の指示を理解し、雇用主等とのコミュニケーションを十分図ることができるよう、仕事に関する日本語の学習時間を増やすとともに、職業体験実習、一般人と会話をするなどの実践訓練の実施など日本語教育の充実を図る。

4 定住生活開始後の支援の充実

(1) 地域定住支援員の設置

定住先地域における支援体制を強化するため、定住先地域に地域定住支援員を配置し、地域における関係者と難民とのネットワークを構築し、難民が円滑に支援を受けられるようにする。

(2) 日本語の継続的学習機会の提供

三重県の難民3家族に対しては、平成24年1月から鈴鹿市国際交流協会に委託して、日本語教室の開設及び指導者研修を実施しているところであり、今後とも、必要に応じて、定住先の日本語教育実施機関・団体等と協力して日本語教室の開催等を行う。

(3) 職場適応訓練の見直し

職場適応訓練については、難民に過度な負担を生じさせず、かつ、訓練の実効を上げるため、段階的に訓練を受講することができるようにする等所要の見直しを行う。

第4 現時点での第三国定住による難民の受入れ事業に対する評価

これまで述べてきたとおり、第三国定住による難民の受入れ事業は、関係行政機関の緊密な連携協力の下で、実施されてきたところであり、同事業の意義自体は、国際的にも一定の評価を得ていると認められる。

第一陣の千葉県で定住生活を開始した難民2家族については、職場適応訓練先の農業法人との雇用契約締結に至らず、RHQからの支援を拒否するなどの問題状況が発生したが、その後、関係行政機関等で協議し、改善等を講じてきたところである。

そこで、現時点での同事業に対する評価であるが、現時点で定住生活を開始しているのは第一陣の5家族のみであり、現時点での受入れ難民を合わせても9家族45名であって、当初予定の約90人の半数にとどまっている。また、同事業を評価するためには、上記の事業改善状況をも考慮する必要があるため、現時点での第一陣の定着状況のみで、同事業全体を評価するのは時期尚早である。

第5 平成25年度以降の対処方針

1 パイロットケースの2年間継続

上記のとおり、現時点での第三国定住による難民の受入れ事業の評価は

時期尚早であり、必要な改善を行いつつ、その改善効果を検証するためには、パイロットケースの継続が必要である。

また、予想される第三陣の受入れ数を勘案しても、当初予定の90人に達しない見込みであることから、より多くの候補者を確保する必要がある。

そこで、第三陣から対象キャンプをメーラ・キャンプの他ヌポ・キャンプ及びウンピラム・キャンプにまで拡大し、パイロットケースによる受入れを更に2年間継続することとする。

2 有識者会議の開催

第三国定住による難民の受入れ事業については、これまで政府部内での検討を重ねてきたところであるが、民主党法務部門会議からの意見等を踏まえ、パイロットケースの現状及び課題を検証した上で、受入れ体制等今後の方針を策定するためには、官民が連携して、幅広く総合的な視点から検討を行うことが必要である。

そこで、難民対策連絡調整会議の下に、難民問題又は難民受入れ支援等に精通した学識経験者を含む有識者等で構成された「第三国定住に関する有識者会議」を開催することとする。

難民対策について

(平成14年8月7日)
閣議了解

政府は、従来、インドシナ難民について、その定住支援策を講じてきたところであるが、最近の難民に関する諸問題に対処するため、次の措置をとるものとする。

1 条約難民として認定された者に対する定住の支援

- (1) 関係行政機関は、相互に協力し、本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第1項の難民の認定を受けているもの（以下「条約難民」という。）に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。
- (2) 各行政機関は、条約難民の就労先の確保に努力するものとする。
- (3) 政府機関及び地方公共団体についても、上記（2）と同様の努力をするよう求めるものとする。

2 連絡調整機能

- (1) 難民をめぐる諸問題について、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応を検討するため、内閣に、難民対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。
- (2) 連絡調整会議の議長は内閣官房副長官（事務）とし、その構成員は、議長の指名する関係行政機関の局長等とする。
- (3) 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 連絡調整会議の円滑な運営を図るため、連絡調整会議の下に幹事会を置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- (5) 連絡調整会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、法務省、外務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- (6) 前各項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- (7) 昭和54年7月13日付け閣議了解により設置されたインドシナ難民対策連絡調整会議（以下「旧連絡調整会議」という。）は廃止し、これまで旧連絡調整会議が決定した事項及び申し合わせた事項（ただし、旧連絡調整会議幹事会の設置を除く。）については、連絡調整会議に引き継がれるものとする。

条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する 当面の具体的措置等について

（平成 14 年 8 月 7 日）
難民対策連絡調整会議決定

1 条約難民に対する定住支援等

- （１）本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 61 条の 2 第 1 項の難民の認定を受けているもの（以下「条約難民」という。）への対策については、さきに本年 8 月 7 日付け閣議了解により、政府としての対処方針が定められたところである。

これを受け、条約難民に対する定住支援策の当面の具体的措置として、条約難民についても、インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に次の業務を委託するものとする。

①国際救援センターに入所した条約難民に対する次の業務

ア 日本語教育

イ 職業紹介の実施、職業訓練等の委託

ウ 生活援助資金、定住手当、各種の職業援助費等の支給

②その他、定住支援に必要な業務

この委託に当たっては、関係行政機関は相互に協力し、同財団の業務が円滑に行われるよう努めるものとする。

- （２）なお、我が国に定住しているインドシナ難民の家族呼寄せが将来終息に向かう見通しを踏まえ、国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。

2 難民認定申請者への支援

本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 61 条の 2 第 1 項に基づき難民の認定申請をしているもの等（以下「難民認定申請者」という。）への支援については、難民認定申請者の実態、諸外国の対応例等を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うこととする。

インドシナ難民対策について

〔平成15年 3 月14日〕
閣 議 了 解

昭和55年6月17日付け閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」3に規定するヴィエトナムからの家族呼寄せについては、インドシナ3国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、家族呼寄せの円滑かつ確実な完了を期するため、政府は、次の措置を講じるものとする。

- 1 ヴィエトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う申請手続について、平成15年度末をもって申請受付を終了することとする。
- 2 関係行政機関は、相互に協力し、上記1の申請受付の終了について関係者への周知徹底を図るとともに、申請手続の案内等に十分配慮することとする。

平成１８年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について

（平成１５年７月２９日）
難民対策連絡調整会議決定

平成１４年８月７日の難民対策連絡調整会議において、条約難民に対する定住支援策の当面の具体的措置として、条約難民についても、インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることを決定したところであるが、インドシナ難民の受入れが平成１７年度をもって終了する見通しであることを踏まえ、条約難民等に対する平成１８年度以降の定住支援策の具体的措置については、次のとおりとし、関係行政機関は今後、必要に応じ相互に協力の上、所要の準備を整えておくこととする。

１ 新施設における総合的な定住支援

（１）新施設の手当て及び国際救援センターの閉所

国際救援センターに代わる新たな定住支援施設については、インドシナ難民と比べ人数が小規模である条約難民の将来の認定者数の変動等に柔軟に対応できるよう、首都圏に通所式による定住支援施設（以下「通所式難民定住支援施設（仮称）」という。）及び同施設の通所圏内に居住専用の定住支援施設（以下「難民宿泊施設（仮称）」という。）を、それぞれ借上げ方式で確保し、これら新施設において平成１８年度当初から定住支援事業を開始することができるよう、今後所要の検討を進める。

なお、国際救援センターは平成１７年度末をもって閉所する。

（２）新施設における総合的な定住支援の内容

平成１８年度当初から、国際救援センターに代わる新施設において定住支援を受けることを希望する条約難民に対して、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることができるよう、今後所要の検討を進める。

ア 難民宿泊施設（仮称）の提供。ただし、通所式難民定住支援施設（仮称）の通所圏内に居所を有している条約難民で、難民宿泊施設（仮称）への入所を必要としないものについては、当該居所からの通所を妨げない。

イ 難民宿泊施設（仮称）から通所式難民定住支援施設（仮称）に通所するための経費の支給又は手段の提供

ウ 日本語教育

エ 社会生活適応指導

- オ 職業相談員による職業相談及び職業紹介（必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。）
- カ 難民宿泊施設（仮称）からの通所による職業訓練の受講（公共訓練費の支給を伴う。）
- キ 新施設への看護師等の派遣及び難民への保健指導のために必要な支援
- ク 難民宿泊施設（仮称）入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び難民宿泊施設（仮称）退所時の定住手当の支給
- ケ 職場適応訓練受講援助費、移転援助費等の就職援助金の支給
- コ 新施設における総合的な定住支援を受けるための手続・難民宿泊施設（仮称）への入所のための国内移動の支援
- サ 難民宿泊施設（仮称）退所直後に住む住居を探すための支援

（３）定住支援プログラムの実施期間等

- ア 定住支援プログラムの実施期間は、通常は１８０日間とする。
- イ 定住支援プログラムの実施回数（開講時期）は、通常は年２回（２期）とする。ただし、将来、条約難民の年間当たりの認定者数が大きく変動した場合には、定住支援プログラムの実施回数（開講時期）について、難民対策連絡調整会議において検討する。

（４）首都圏以外の地区における総合的な定住支援

首都圏以外の地区における総合的な定住支援の提供（そのための通所式難民定住支援施設（仮称）と難民宿泊施設（仮称）の手当てを含む。）について、今後の条約難民の年間当たりの認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において検討する。

２ 自立して生活する難民に対する定住支援及び関連するその他の措置

上記１の新施設における総合的な定住支援を受けたことがあるか否かを問わず、地域社会で自立して生活しながら、必要に応じ個々の定住支援等を利用することを希望する条約難民等に対しては、次の措置を講ずることとし、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ支援内容の更なる充実に努める。

（１）教育訓練援助金の支給

今後とも引き続き、子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

（２）職業相談・職業紹介

今後とも引き続き、難民支援関係民間団体との連携強化により、ハローワークにおける通訳の確保に努める。

また、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ職業相談・職業紹介事業の充実に努める。

(3) 自主的な日本語学習に対する支援

定住支援施設外での難民の自主的な日本語学習を支援するため、日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等に関する情報、日本語学習教材に関する情報等、難民の自主的な日本語学習活動の参考となる情報の提供に努める。

また、今後とも引き続き、難民の日本語学習を支援している日本語ボランティア団体等に対して、日本語教材の配布や教授法の指導・研修などの援助に努める。

その他、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、日本語教育相談事業の充実に努める。

(4) 地方公共団体への協力の要請

ア 住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについても、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努めるよう求める。

イ 公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居者資格の一つとしている地方公共団体に対し、条約難民について、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

3 業務の外部委託先について

関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ（技術的知識、経験又はそれらの蓄積）の活用を図るよう努める。

4 平成18年度よりも前に先行して実施すべき措置

(1) 上記1(2)コ・サ（以上については、新施設又は難民宿泊施設（仮称）を国際救援センターと読み替える。）については、平成16年度又は平成17年度から実施できるよう努める。

また、上記2(1)から(3)については、必要に応じ平成16年度又は平成17年度から更なる充実に努め、又は実施できるよう努める。

(2) 他方、地方公共団体についても、上記2(4)について、平成16年度又は平成17年度から、必要に応じ対応の充実に努めるよう、又は所要の検討を行うよう協力を求める。

難民に対する情報提供体制の整備について

（平成 15 年 7 月 29 日）
難民対策連絡調整会議決定

1 ネットワークの構築による情報提供の充実・強化

（１）中央における情報ネットワーク

関係行政機関は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「難民事業本部」という。）及び知見と実績を有する国内で難民支援に関わる民間団体（以下「難民支援関係民間団体」という。）と連携しつつ、難民支援に関する対外的な担当窓口（連絡先）を設置するなどにより、官民連携の情報ネットワークを構築し、以下のとおり情報提供の充実・強化を図る。

ア 関係行政機関は、難民事業本部及び難民支援関係民間団体が難民認定申請者、条約難民、インドシナ難民、関係地方公共団体等からの難民に関する各種の相談・問合せに対し初動的・基礎的な情報のより充実した提供及び円滑な対応を行うことができるよう、必要な最新の情報をこれら団体に継続的に提供するほか、今後、条約難民の認定者数の推移やニーズ（要求、需要）を踏まえつつ、必要に応じ所要の措置を講ずる。

イ 関係行政機関は、難民事業本部及び難民支援関係民間団体との緊密な連携を確保しつつ、これら団体では対応が困難な専門的な知識を必要とする問合せに的確に対応する。

（２）地域における支援ネットワーク構築の検討

インドシナ難民又は条約難民が多数居住している地域において、地元の官民の関係機関・団体相互の連携を強化し、難民の必要に応じて相互に適切な機関等を紹介するなどにより難民のニーズ（要求、需要）に的確に応える地域における支援ネットワークの構築について、地方公共団体の意見を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行う。

（３）その他

難民認定申請者、条約難民、インドシナ難民に役立つ情報が掲載された官民の関係機関・団体作成の広報資料を、難民事業本部をはじめ関係機関・団体の窓口相互に備えるなど、関係機関・団体相互の連携強化により、関係窓口における情報提供の更なる充実に努める。

2 難民に関連する各種資料の充実

（１）難民生活ハンドブックの作成

ア 従前の「インドシナ難民生活ハンドブック」をインドシナ難民のみならず条約難民をも対象とした「難民生活ハンドブック」に改訂するに当たり、外務省は適宜難民支援関係民間団体から意見を聴取し、他方、関係行政機関は所管行政分野に関する内容の充実を図るため外務省に協力する。

イ 同ハンドブック（改訂版）には、各種の難民支援情報をも盛り込むよう努める。

ウ 同ハンドブック（改訂版）は、今後は、条約難民に対しては、法務省（地方入国管理局）の協力により、認定直後に配布する。

エ 外務省は、同ハンドブックを、将来的には、難民本人に対してのみならず、地域の日本語ボランティアや当事者団体等難民から相談を受ける可能性が高い民間の関係者にも参考配布することができるよう、今後所要の措置を講ずるよう努める。

（２）各種資料の充実

関係行政機関は、その他の難民に関連する各種資料の充実にも努める。

３ 難民支援関係民間団体・地方公共団体に対する支援

（１）難民支援関係民間団体に対する支援

関係行政機関は、難民支援関係民間団体が実施する各種の難民支援事業に対し、必要に応じ、かつ、対応可能な範囲内で、共催等適宜の形で支援を行う。

なお、関係地方公共団体についても、同様の支援を行うよう求める。

（２）地方公共団体の住民相談業務に対する支援体制の整備の検討

地方公共団体が難民を含めた外国人に対して行う住民相談業務に対する支援体制のあり方について、難民に特有の事情や地方公共団体の意見を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行う。

４ 情報発信の中核的拠点の構築・整備に係る検討

情報発信の中核的拠点の構築・整備については、難民認定者数の今後の推移、インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者の実態及びニーズ（要求、需要）、上記１の情報ネットワーク構築の効果を踏まえ、かつ、諸外国における難民に対する情報提供体制の整備状況等を参考としつつ、その要否を含め、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行う。

５ その他

（１）行政窓口担当職員に対する教育

関係行政機関は、難民に対する的確な対応を確保するため、難民に特有の事情、難民に対する国内法制の適用状況その他難民に関する基礎知識等について、必要に応じ、行政窓口担当職員に対する教育を徹底する。

なお、関係地方公共団体についても、必要に応じ、同様の教育を徹底するよう求める。

（２）広報啓発

関係行政機関は、難民に特有の事情その他難民に関する基礎知識等難民に対する国民の理解促進を図るため、必要に応じ、広報啓発活動を実施する。

なお、関係地方公共団体についても、必要に応じ、地域における雇用主その他地域住民に対して同様の広報啓発活動を実施するよう求める。

難民認定申請者への支援について

〔平成 16 年 7 月 8 日〕
難民対策連絡調整会議決定

本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 61 条の 2 第 1 項に基づき難民の認定を申請しているもの等（以下「難民認定申請者」という。）への支援については、次のとおりとする。

なお、今後の難民認定申請者の変動状況及び施策の実施状況等を的確に把握し、必要に応じ、今後の難民対策連絡調整会議において見直しのための検討を行うものとする。

1 難民認定申請者のうち生活に困窮するものに対する支援

難民認定申請者のうち生活に困窮するものに対する支援については、昭和 57 年 7 月の難民行政監察（難民の地位に関する条約により庇護の対象とされる難民が庇護を求めてきた時点から、第三国に出国するか又は我が国での難民認定を受けるまでの間、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し、必要な援護を行うための予算措置を講ずる等援護体制を整備する必要がある旨勧告）に基づき実施されている「難民認定申請者に対する保護措置」（生活費（一定額）、住居費（一定限度での家賃補助等）その他の保護費の支給及び当面の居所を自力で確保できない者に対する「難民認定申請者緊急宿泊施設」の提供）により、今後とも引き続き、適切に対応することを基本とする。

2 出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う対応

難民認定申請者で、改正後の出入国管理及び難民認定法第 61 条の 2 の 4 第 1 項の仮滞在の許可を受けているもののうち生活に困窮するものについても、上記 1 の措置の対象者である「難民認定申請者のうち生活に困窮するもの」に含まれることから、上記 1 の措置を同様に適用する。